

第3回 岐阜県自動車・同附属品製造業  
最低賃金専門部会議事録

令和6年10月11日（金）13:30～

岐阜合同庁舎 4階B会議室

平野賃金室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第3回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、栗山部会長よろしく申し上げます。</p>
栗山部会長	<p>ただ今から、第3回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p><b>議題1「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」</b>です。</p> <p>はじめに、他局の結審の状況について事務局から報告をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>では報告します。</p> <p>「自動車・同附属品製造業」と「自動車・同附属品製造業」が含まれる「輸送用機械器具製造業」の答申状況を第2回専門部会で報告しましたところと併せて御報告いたします。本日までに4つの府県が答申されています。</p> <p>まず、大阪府「自動車・同附属品製造業」、改定前1,068</p>

	<p>円、改定後 1,119 円、引上げ額 51 円、9 月 30 日に結審です。</p> <p>次に石川県「自動車・同附属品製造業」、改定前 1,000 円、改定後 1,040 円、引上げ額 40 円、10 月 7 日に結審です。</p> <p>次に静岡県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,028 円、改定後 1,073 円、引上げ額 45 円、10 月 10 日に結審です。</p> <p>次に福岡県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,029 円、改定後 1,081 円、引上げ額 52 円、10 月 8 日に結審です。</p> <p>なお、愛知県と三重県は、答申はされておりませんが、専門部会での結審状況を御報告いたします。愛知県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,028 円、改定後 1,081 円、引上げ額 53 円です。次に三重県「自動車・同附属品製造業」、改定前 1,022 円、改定後 1,047 円、引上げ額 25 円です。</p> <p>以上です。</p>
<p>栗山部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入る前に前回の議論を整理してみたいと思います。少し長くなりますけれども、お聞きいただければと思います。</p> <p>労働者側からは、</p> <p>現在の自動車産業は、人材の確保、流出防止が喫緊の課題である。</p> <p>岐阜県の自動車特定最低賃金は愛知県の地域別最低賃金と比較して低く人材流出が懸念される。</p> <p>産業の生み出している付加価値、仕事の質、内容に見合う水準の特定最低賃金を確立する必要がある。アルバイト等の募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準では、高付加価値業務を担う人材確保もままならず、将来にわたる自動車産業の競争力の原資を失いかねない。</p>

高い付加価値を生み出す自動車産業において、低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し自らの高い付加価値生産を棄損することにも繋がりがねず、全ての労働者の賃金を付加価値に見合った水準にしていくことで産業の魅力を高めていかなければならない。

企業内最低賃金協定の締結水準を尊重し、労使交渉の手段を持たない未組織労働者にも特定最低賃金の枠組みを通じて賃金引上げを波及させ、産業全体の労働条件の底上げ、格差是正に繋げていく必要がある。

岐阜県最低賃金が5.4%引上げられたことを、特定最低賃金専門部会でも、しっかりと受け止め議論していくことが大切である。

物価高の中で生活が苦しいことも見てほしい。

という御意見でした。

提示金額につきましては、企業内の最低賃金を重視し労働協約の最低金額が1,065円であることを理由とし、現行の自動車特定最低賃金1,005円を59円引上げ1,064円の提示がありました。

これに対して使用者側は、

日本の産業構造が変わりつつあるものの、自動車産業は依然として日本の中心を担う役割を持っているが、働く1人1人の生活、1社1社の経営においても、賃上げは大きな影響を及ぼすことが考えられるため、慎重かつ十分な議論が必要である。

自動車部品メーカーは、EV化や自動運転等の自動車構造の変化に対応すべく研究、開発等の先行投資が必要であること、グローバルな競争だけでなく系列外の国内メーカーとの競争が激化していることで利益に結びつかない状況であること、足下では完成車メーカーの認証問題等、安全品質に関する問題により順調にモノづくりが進まない状況があることに加え、少子高齢化による人

口減少、免許取得者の減少、若者の車離れ、カーシェアリングの拡大等により販売台数が伸びていかない状況があり、自動車産業を取り巻く環境は厳しい。

しかしながら、自動車業界がこれからも発展し、より魅力的な水準であるため、一定の賃上げは必要であると認識しており、喫緊の課題である人材確保、人材流出防止を踏まえた賃金交渉をしていきたい。

自動車産業は花形産業であったが、最近は高校生の新卒採用で苦勞している状況である。そういった中で自動車産業が選ばれるためには、賃金は大きなファクターとなり、最低賃金の引上げは大きな課題と認識しているが厳しい状況がある。自動車業界は完成車両メーカーの下に部品メーカー、その下に部品の構成品メーカー、さらにその下に構成品の構成部品メーカーがある裾野が広い業界であり、5次メーカーくらいでは零細企業も多い。完成車両メーカーは、賃上げを進め部品の購入単価を上げる価格転嫁に取り組んでいるが、2次、3次、4次と下に行くほど価格転嫁が進んでいないことが課題となっており、賃上げとセットで考えていく必要がある。

助成金は使い勝手が悪く活用しにくいという問題がある。

という御意見でした。

また、岐阜県商工会連合会による会員事業所へのアンケート調査によりますと、「前年度の特定最賃の引上げにより収益減少や従業員の就業調整等の影響があった。」との意見があったということや、今年度の引上げがあった場合の影響として、「収益の圧迫、就業調整、就業時間減、従業員の退職・解雇が予想される。」等の意見がありました。

また、更なる特定最低賃金の引上げは競争力の低下につながるかという問いには、大半の事業所が「つながる」

	<p>との意見であり、許容できる引上げ額として、大半の事業所が「現状維持」という意見でありました。</p> <p>更に「愛知県より最低賃金が低いということで雇用確保の困難、労働力の流出などあるのか」という問いに対しては、大半の事業所が「ない」との意見でした。EV化の影響については、多数の事業所が「影響がない」という意見でした、というアンケート結果の説明がありました。</p> <p>その他、単価交渉については度々行っているが、時給アップに見合った回答は得られていない。</p> <p>中小企業の人材不足や収益確保の困難さに理解がない中で、賃上げのみが先行しているため、地方の中小企業は企業として存続させることも難しくなっている。</p> <p>賃上げするのであれば、その施策はもっとわかりやすく利用しやすいものをお願いしたい。</p> <p>パートは扶養の範囲で働く人がほとんどであるため、賃上げは就業時間の短縮につながり、影響が大きい。</p> <p>という御意見でございました。</p> <p>提示金額については、連合岐阜による2024年春闘最終賃上げ集計結果の300人未満の賃上げ率（加重平均）4.47%を現行の自動車特定最低賃金1,005円に乗じた45円引上げの1,050円の提示がありました。</p> <p>このように労使の主張には、まだまだ大きな隔たりがありますので、これから個別協議に入りますが、改めてこの場で発言しておきたいことがありましたら、お伺いします。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
奥村委員	<p>奥村です。</p> <p>本日もよろしくお願ひいたします。</p> <p>他県の結果の所で少し私の得た情報ですけども、お話をさせていただきますと、今回三重県の方が25円アップの1,022円から1,047円と他の県と比べると低い数値</p>

	<p>になっておりますけども、ここは我々が主張してきた企業内最賃のアップーだとしても、その上限だということがあったそうで、どうしてもこの金額までしかいけない条件があつての金額ということになっておりますので、そういったところを情報として、この場でお話をさせていただきます。</p> <p>私から以上です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
栗山部会長	<p>それでは使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
大脇委員	<p>今の公益の説明の中で、一つEV化のところではほとんど影響がないという御発言だったと思うんですけども、私が申し上げたのは、影響があるのが大体4割位あつて、その4割の多くがマイナスの影響と御説明いたしましたので補足だけさせていただきます。</p> <p>もう一点、前回とお話ししたことの繰り返しになるかもしれませんが、地域別最賃は、生計費、賃金支払能力を考慮して審議される中でも特にセーフティーネットということで生計費、賃金を重視して決定されていますけども、特定最賃につきましては、支払能力に重点を置いて検討する必要があると考えております。</p> <p>それから、自動車部門について言いますと、愛知県と一次下請企業の数と岐阜県のそれとは大きな差がありまして、二次三次の下請が多い岐阜県の自動車部門について考えるならば、事業者の支払能力といった点も御考慮いただく必要があるのではないかと考えております。小規模事業者につきましては、最賃の引上げも大きな影響があるということでもありますので、そういったところも含めまして十分な御審議を頂けると思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は専門部会の最終日となりますので、何卒全会一</p>

	<p>致で結審できますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>これより個別にお話をお伺ひしたいと思ひます。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思ひますので各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようお願ひします。</p>
<p>各側委員との個別協議</p>	
<p>栗山部会長</p>	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>労使双方から個別に御意見を伺ひました。その内容について簡単ですけれども御報告をさせて頂きたいと思ひます。</p> <p>前回、労働者側からは 59 円の引上げで 1,064 円、使用者側からは、45 円の引上げで 1,050 円という御提案を頂いて本日の協議に入りました。</p> <p>本日の協議は、二者協議各 4 回ずつお伺ひしましてその中でほんとに真摯な議論を頂きましてありがとうございます。</p> <p>最終的に愛知県の最低賃金との格差を縮小する。そして岐阜県最賃の引上げ額 51 円ですけれども、それに比べて自動車産業の専門性とか、高付加価値性とか、そういったことに鑑みまして、それを上回る金額が必要である。そして自動車産業の魅力を高めて、優位性を保っていく、そして人材確保にも資するという事で、最終的に 52 円の引上げと言うことで御意見が一致したかというふうに思ひます。</p> <p>各側委員の皆様には、本当に合意の形成に御協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、採決に移りたいと思ひます。</p> <p>現行の岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金時間額 1,005 円を 52 円引き上げて 1,057 円とすることについて、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

各委員	全員挙手
栗山部会長	はい、ありがとうございました。 全会一致と認めます。 全会一致の場合、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとなっておりますので、事務局で報告書案と答申文案を準備してください。
事務局	(報告書案と答申文案の配布)
栗山部会長	それでは、報告書案と答申文案を事務局で読み上げてください。
安藤室長補佐	はい、では読み上げる前に令和6年3月21日の第480回岐阜地方最低賃金審議会で説明しました令和6年4月1日施行の日本標準産業分類改定による報告書案と答申文案の変更点について説明します。 それぞれ2枚目に同一内容の別紙を添付しており、決定内容のうち2適用する使用者の1行目右側に「当該産業において管理、補助的経済活動」という部分があり、この管理の後のところを前年までのカンマから読点に変更しております。 それでは読み上げます。 (報告書案と答申文案を朗読)
栗山部会長	ありがとうございました。 ただ今読み上げていただいた報告書案と答申文案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
栗山部会長	それでは、案文のとおり答申することとします。 事務局で答申文を準備してください。

安藤室長補佐	(答申文を準備し部会長に手渡す)
栗山部会長、中村基準部長、会場中央へ移動	
栗山部会長	答申します。
中村基準部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(栗山部会長、中村基準部長自席へ戻る)</p> <p>ただ今、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、真摯に御議論をいただき、全会一致による御答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。</p> <p>早速、この答申をもとに所要の手続を取ることといたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
栗山部会長	続きます、 <b>議題2「その他」</b> ですが、事務局から何かありますでしょうか。
平野賃金室長	<p>特に予定している議題はありません。</p> <p>ただ今、御答申をいただきましたので、今後、異議申出の手続きを経て、12月21日の発効に向けて手続きを進めてまいります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
栗山部会長	<p>各委員の皆様におかれましては、専門部会の円滑な運営に御協力をいただき、本当にありがとうございました。</p> <p>今年度も労使双方の立場から、真摯な議論を尽くしていただきまして、最終的に全会一致で決着することができました。</p> <p>本当に皆様のおかげでありまして改めて感謝を申し</p>

	上げます。
--	-------

	ありがとうございます。
--	-------------

	それでは、これもちまして閉会とします。
--	---------------------